

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の概要
- 3 計画のポイント

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 高齢化の動向

我が国では高齢化が急速に進行しており、第9期計画期間中に団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)を迎え、高齢者人口がピークとなる令和22年(2040年)にはますます高齢化が進み、支援が必要な単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者などの増加が見込まれます。

本市においても、介護保険制度がスタートした平成12年度(2000年度)末には20.8%だった高齢化率が、令和4年度(2022年度)末は33.9%となっており、令和17年度(2035年度)には35.5%になると見込まれます。

このような状況のもと、第9期計画では、引き続き地域包括ケアシステムの深化、認知症施策や医療・介護の連携体制づくり、サービス基盤・人的基盤の強化、災害や感染症対策などを推進し、「心豊かに、互いに支え合い、安心して暮らせるまちづくり」の実現を目指します。

(2) 介護保険制度の改正の経緯

介護保険制度の主な改正の経緯

第1期 (平成12年度～)	平成12年4月 介護保険法施行
第2期 (平成15年度～)	平成17年改正(平成18年4月等施行) ○介護予防の重視(要支援者への給付を介護予防給付に。地域包括支援センターを創設、介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが実施。介護予防事業、包括的支援事業などの地域支援事業の実施) ○小規模多機能型居宅介護等の地域密着サービスの創設、介護サービス情報の公表、負担能力をきめ細かく反映した第1号保険料の設定 など
第3期 (平成18年度～)	平成20年改正(平成21年5月施行) ○介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制整備。休止・廃止の事前届出制。休止・廃止時のサービス確保の義務化等
第4期 (平成21年度～)	平成23年改正(平成24年4月等施行) ○地域包括ケアの推進。24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスの創設。介護予防・日常生活支援総合事業の創設。介護療養病床の廃止期限の猶予(公布日) ○医療的ケアの制度化。介護職員によるたんの吸引等。有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護
第5期 (平成24年度～)	平成26年改正(平成27年4月等施行) ○地域医療介護総合確保基金の創設 ○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実(在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等) ○全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化 ○低所得の第1号被保険者の保険料の軽減割合を拡大、一定以上の所得のある利用者の自己負担引上げ(平成27年8月)等 ○特別養護老人ホームの入所者を中重度者に重点化
第6期 (平成27年度～)	平成29年改正(平成30年4月等施行) ○全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化 ○「日常的な医学管理」、「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた、介護医療院の創設 ○特に所得の高い層の利用者負担割合の見直し(2割→3割)、介護納付金への総報酬割の導入 など
第7期 (平成30年度～)	令和2年改正(令和3年4月施行) ○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ○医療・介護のデータ基盤の整備の推進
第8期 (令和3年度～)	

2 計画の概要

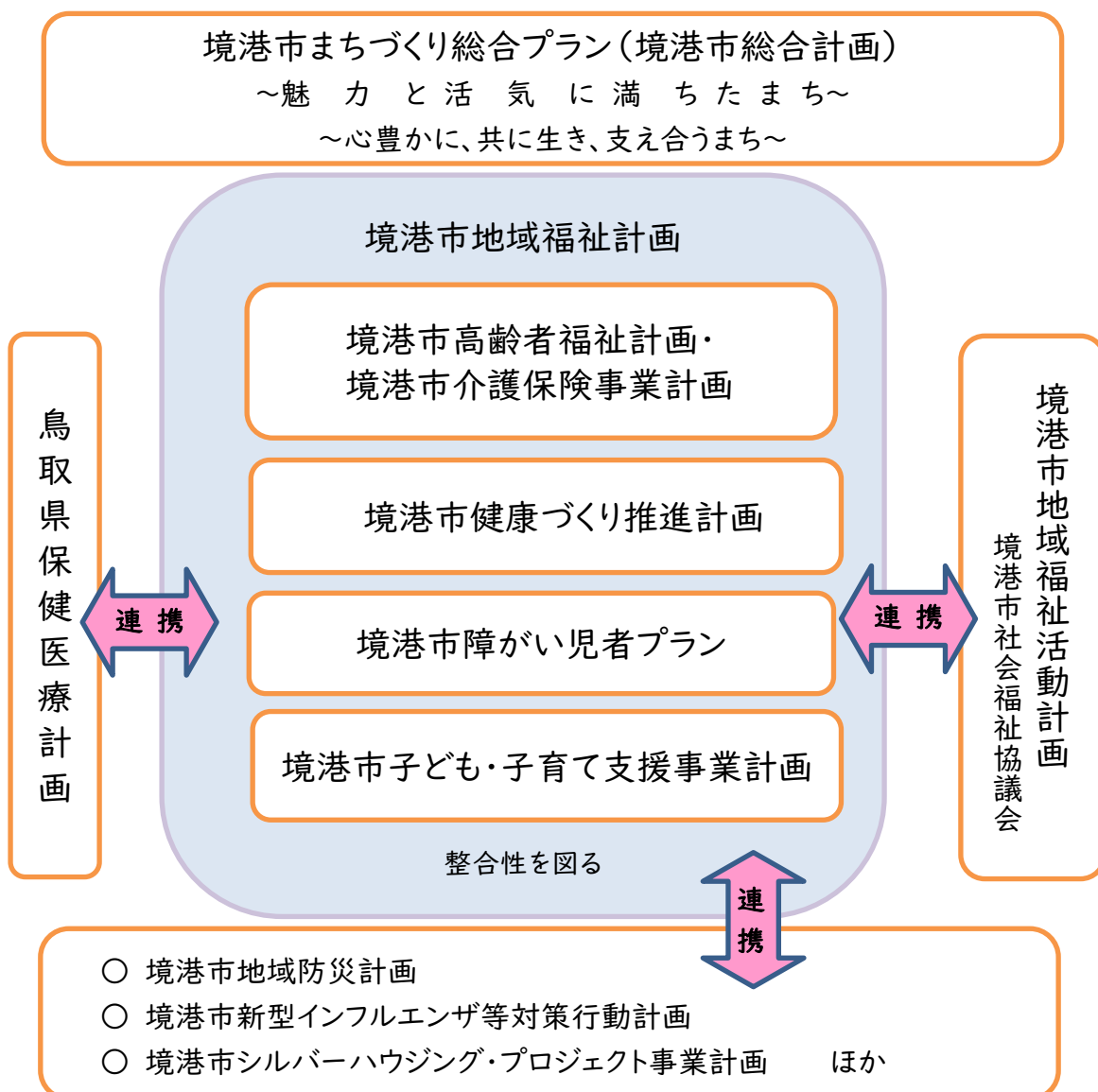
(1) 計画の位置づけ

高齢者福祉計画は、「老人福祉法」第20条の8に基づき、高齢者に関する施策全般を計画するものです。

介護保険事業計画は、「介護保険法」第117条に基づいて、本市の要介護認定者等の人数、要介護者のサービスの利用意向等を勘案して必要なサービス量を見込み、介護サービスを提供する体制を確保するなど、介護保険事業の保険給付の円滑な実施に資することを目的にした計画です。

また、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、「認知症基本法」という）」第13条に基づき、「認知症施策推進計画」の策定が努力義務となりました。

これに伴い、第9期計画では、認知症施策の実施に必要な事項を定めた「認知症施策推進計画」を包含します。



(2) 計画期間

市町村の介護保険事業計画は、「介護保険法」で3年ごとに、「認知症施策推進計画」は、「認知症基本法」で5年ごとに策定することが定められています。高齢者福祉計画は、「老人福祉法」で期間は定められてはいませんが、本市においては、高齢者福祉全体をより総合的に推進するための計画として、計画期間が最短である介護保険事業計画の期間にあわせます。

今回の計画は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)の3年間を計画期間としています。

(3) 計画の策定体制

① 計画策定に向けた調査の実施

本計画の策定にあたって、高齢者の現状やニーズを把握するため、65歳以上の高齢者、要支援認定者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び要支援・要介護認定を受けている在宅の人を対象とした「在宅介護実態調査」を実施しました。調査結果については、本計画の第2章に一部を掲載しております。

② 策定委員会

本計画を策定するため、「第9期境港市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、学識経験を有する者、福祉・保健医療関係者、介護保険事業者などに加え、第1号被保険者・第2号被保険者である市民に委員として参加していただき、計画内容の意見聴取を行いました。

3 計画のポイント

(1) 国の介護保険制度改革を踏まえた計画策定

介護保険制度は、その創設から23年が経ち、第9期計画中には団塊世代すべてが75歳以上となる令和7年(2025年)を迎え、令和22年(2040年)には、団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、今後さらに人口の高齢化が進展する一方で、生産年齢人口は急減することが見込まれています。

これを受け、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策を遂行するため、国による制度改革が行われました。本計画はこの制度改革を踏まえたものとしています。

(2) 国の介護保険制度改正の概要

1. 介護情報基盤の整備 (※施行期日：公布後4年以内の政令で定める日)

被保険者、介護事業者のその他の関係者が、当該被保険者に係る介護情報等を電子的に共有・活用することを促進する事業を、市町村の地域支援事業として位置付けて実施する。

2. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

国が政策立案に活用するため、介護サービス事業者等の詳細な財務状況等の把握に向けた体制整備を行う。

3. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組みに係る努力義務

介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層の取組みを推進する。

4. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

看護小規模多機能型居宅介護を複合型サービスの一類型として法律に位置付け、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化する。

5. 地域包括支援センターの体制整備等

居宅介護支援事業所等と連携を図りながら、介護予防支援や総合相談支援事業等、地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備する。